

水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約新旧対照表

現行	改正（案）
<p>（委員の構成）</p> <p>第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。</p> <p>(1) 高齢者団体、障害者団体又は子育て支援団体等の役職員</p> <p>(2) 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者</p> <p>(5) 関係行政機関</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>（委員の構成）</p> <p>第4条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 高齢者団体、障害者団体又は子育て支援団体等の役職員</p> <p>(2) 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者</p> <p>(5) 関係行政機関</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。</p>